

13. 軽油引取税

(1) 軽油引取数量

区 分		数 量
		キロリットル
引 取 数 量 ①		1,318,881
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		123,223
差 引 ① - ② ③		1,195,658
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	11,528
	元 売 業 者 分 0.3/100	129
	小 計 ④	11,657
課 税 標 準 量 ③ - ④ ⑤		1,184,001
そ の 他 ⑥		1,736
合 計 ⑤ + ⑥		1,185,737

(2) 特別徴収義務者数

区 分	本 店 の 数	登 録 数	事 務 所 等 数	
特 別 徴 収 義 務 者	元 売 業 者	1	18	8
	特 約 業 者	79	270	594
	計	80	288	602
	仮 特 約 業 者	-	-	-
	そ の 他 の 者	-	-	-

注1 当該年度において課税されたものについて記載した。

注2 特別徴収義務者は、令和3年2月末日現在で記載した。

(3) 課税対象とならない軽油

	区 分	免税軽油使用者数等	数 量
法第百四十四 条の五	輸 出	11	4,472
	課 税 済 み	218	66,181
	小 計	229	70,653
法第百四十四 条の六	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	船 舶	1,460	18,771
	自 衛 隊 (機 械 等)	5	355
	鉄 道 ま た は 軌 道 事 業 等	8	3,891
	農 業 等	393	1,227
	林 業 等	4	284
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	18	188
	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	1	9
	鉱 物 の 掘 採 事 業	36	9,207
	と び ・ 土 工 工 事 業	28	2,302
	鉱 さ い ・ バ ラ ス 製 造 業	10	5,594
	港 湾 運 送 業	34	3,045
	倉 庫 業	20	631
	貨 物 利 用 運 送 事 業	-	-
	鉄 道 貨 物 積 卸 業	1	112
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	25	5,537
	廃 棄 物 処 理 事 業	10	665
木 材 加 工 業	12	601	
木 材 市 場 業	3	49	
バ ー ク 堆 肥 製 造 業	1	102	
索 道 事 業	-	-	
小 計	2,069	52,570	
その他	令和二年度改正により廃止になったもの	-	-
	法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 五 項 関 係	-	-
	法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 六 項 関 係	-	-
	ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係	-	-
	外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係	-	-
合 計		2,298	123,223

注 免税軽油使用者数は、令和3年2月末日現在である。